

TOPICS トピックス

TOPICS

I

訪日外国人等の
急増への対応について



TOPICS

II

女性・子供の安全を
守るための警察の取組



TOPICS

III

新たな刑事司法制度に対応した
警察捜査の構築に向けて



TOPICS

IV

特殊詐欺の撲滅に向けた
警察の取組



TOPICS

V

六代目山口組・神戸山口組
及び工藤会対策について



TOPICS

VI

平成28年熊本地震への
対応について



TOPICS 訪日外国人等の急増への対応について

(1) 訪日外国人等の現状と課題

観光立国の実現に向けた政府の各種取組等を受け、我が国を訪れる外国人数は、平成25年に史上初めて1,000万人台に達した後、27年には2,000万人に迫るなど、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、急速に増加を続けている。また、政府の日本再興戦略に基づく高度外国人材の活用等により、我が国に滞在する外国人の更なる増加も見込まれる。

また、近年の犯罪情勢をみると、刑法犯の認知件数は全体として減少傾向にある一方、外国人が主たる被害者となるものは平成26年以降わずかではあるが2年連続して増加している。

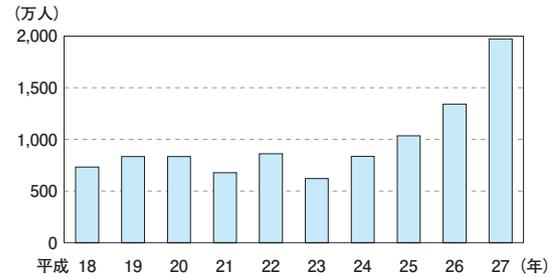
こうした状況を踏まえると、我が国の言語や制度に不慣れた外国人が何らかのトラブルに巻き込まれるケースや、事件・事故の被害に遭うケースの増加が懸念されることから、警察では、訪日外国人等が我が国の良好な治安を体感できるような環境の整備に努めている。

(2) 警察における取組

① 外国人とのコミュニケーションの円滑化

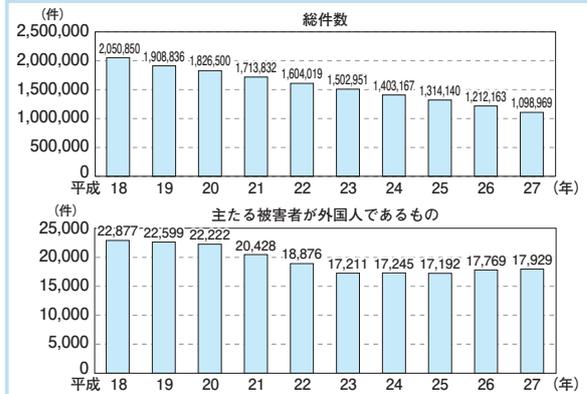
警察では、日本語を解さない外国人からの急訴や各種届出等に対応するため、交番等において、簡易な絵を指さして意思を伝達することができる会話支援資料や基本的な外国語会話集等の活用を図っているほか、観光地や繁華街・歓楽街を管轄

図表 I - 1 訪日外国人数の推移 (平成18~27年)



注：日本政府観光局（JNTO）資料による。

図表 I - 2 刑法犯の認知件数の推移 (平成18~27年)



する警察署、交番等に外国語対応が可能な職員を配置するなど体制の整備に努めている。また、外国語による110番通報にも的確に対応できるよう、110番通報者とこれを受理する通信指令室に通訳人を交えた三者で通話を行う三者通話システムの一層の活用を図っている。

コラム

翻訳機能付きタブレット端末の活用

岡山県警察では、約30か国語に対応する音声翻訳アプリを搭載したタブレット端末を整備し、平成27年8月から、外国人の来訪が多い鉄道警察隊や駅前交番、空港警備派出所等で活用している。



翻訳機能付きタブレット端末

コラム

観光地における
臨時交番の設置

北海道札幌方面倶知安警察署では、その管内にあるニセコひらふ地区に外国からのスキー客が多く訪れる冬の期間、外国人観光客への対応のため、臨時交番を設置し、英語による対応が可能な警察官を配置するなど体制の整備に努めている。



倶知安警察署ニセコひらふ臨時交番における活動

② 我が国警察に係る制度、手続等の分かりやすさの確保

警察では、遺失届・拾得物の受理に係るものをはじめとする各種届出関係書類への外国語併記に努めているほか、刑事手続、交通反則通告制度、犯罪被害者支援等の我が国警察に関係する制度、手続等について、外国語による説明資料の整備及び活用を図っている。

また、大規模災害の発生時や大規模雑踏警備の

現場において外国語での広報活動を実施するなど、外国語による情報提供に努めている。

さらに、街頭で活動するパトカーや警察官の被服、警察署・交番等の警察施設等について、警察のものであることが外国人にも容易に理解できるよう「POLICE」と表記するなど、外国語併記に配慮しているほか、警察庁では、道路標識に外国語を併記することを含め、外国人運転者にも分かりやすい道路標識について検討を進めている。

コラム

警備現場における
外国語での現場広報活動

警視庁は、平成28年1月2日、皇居での新年一般参賀警備に当たり、混雑が予想された皇居周辺において参賀者の整理誘導を実施した。本警備においては、参賀者に多くの外国人が見込まれたことから、電光掲示板が備え付けられているサインカーを用いた英語での現場広報活動を実施した。



新年一般参賀警備

③ 基盤整備

警察では、警察大学校国際警察センターにおいて、都道府県警察の通訳需要等に応じて言語別の語学教養を実施するなど部内通訳人^(注1)の育成に努めているほか、部外通訳人^(注2)の委嘱を拡大するなどして、通訳人の確保に努めている。

また、様々な文化圏から我が国を訪れる外国人

との円滑な意思の疎通を図るため、外国の文化、宗教等に関する職場教養を推進している。

このほか、外国人からの要望、相談等に適切に対応するため、平素から関係機関・団体との協力体制の構築や外国人コミュニティとの連携強化等に努めている。

注1：各都道府県警察から通訳人として指定・登録を受けている警察職員

注2：各都道府県警察から委託を受けて通訳に従事する民間の通訳人

女性・子供の安全を守るための警察の取組

警察では、女性・子供が安全で安心な生活を送ることができるよう、関係機関・団体等と連携しつつ、女性・子供を犯罪等から守るための取組を総合的に推進している。

(1) 女性の安全を守るための取組

① 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への対応

警察では、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案については、事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きいことから、加害者の検挙、被害者の保護等、組織による迅速・的確な対応を推進している^(注)。このうち、ストーカー事案については、被害防止のための広報啓発、行為の再発防止のための加害者に関する取組等の各種対策を強力に推進している。

② 性犯罪等の未然防止のための教育啓発

警察では、学校、企業等と連携した防犯教室等を充実させることにより、女性を対象とする性犯罪等の未然防止を図っている。



護身術指導の様子

事例

福岡県警察では、23年度から、女子高校生の防犯意識の向上等を図り、性犯罪被害を防止するため、県内の高等学校162校と協定を締結した上で、教員等を通じた防犯教育や護身術の指導のほか、学校との協働による防犯キャンペーン等を実施している。

コラム

ストーカー行為に関する広報啓発の推進

警察では、若年層のストーカー被害を防止するため、高校生、大学生等を対象に、イラスト等を用いてストーカー被害の態様を説明した教材(パンフレット、DVD等)を作成し、当該教材を活用した防犯教室等を開催しているほか、ポータルサイトを作成し、ストーカー事案に関する情報を発信している。

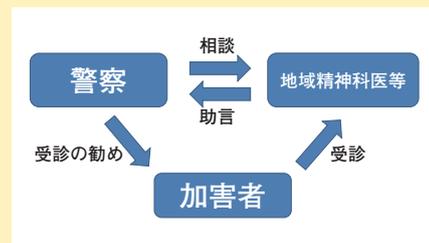


DVDの教材

コラム

ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチ

警察では、平成26年度から、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに係る調査研究を実施してきたところ、その結果を踏まえて、28年度から、警察官が地域精神科医等に加害者への対応方法や治療・カウンセリングの必要性について助言を受け、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医等との連携を推進している。



連携のイメージ

注：92頁参照

(2) 子供の安全を守るための取組

① 通学路の安全対策及び被害防止教育の推進

警察では、子供が安全に登下校することなどができるよう、信号機や横断歩道の設置等による道路交通環境の整備を推進するとともに、学校、防犯ボランティア等と連携しつつ、通学路等のパト

ロール、交通安全教室等を実施している。

また、子供に犯罪被害を回避する能力等を身に付けさせるため、小学校等において、危険な事案への対応要領等について子供が考えながら参加・体験できる防犯教室、地域安全マップ作成会等関係機関・団体と連携して開催している。

事例

平成27年11月、愛知県警察では、保護者や有識者の意見を踏まえて作成したシナリオや通学路等を再現した施設等を用いた体験学習を通じて、通学路等で想定される危険な場面への対処方法等を子供が学ぶことができる「BO-KENあいち～子ども防犯体験学習プログラム～」を開催した。



体験学習の状況

事例

27年10月から11月にかけて、千葉県柏市立十余二小学校では、科学警察研究所、千葉県警察及び柏市教育委員会との連携の下、社会科授業の一環として、同研究所が開発した「聞き書きマップ」^(注)を活用して通学路の安全マップを作成した。



児童によるフィールドワーク



「聞き書きマップ」の作成画面



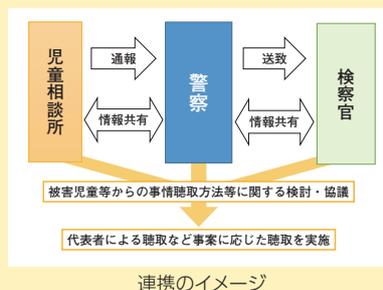
通学路の安全マップの作成

② 児童虐待への対策

警察では、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長等に重大な影響を与える児童虐待について、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を行っている。

コラム 児童からの事情聴取における配慮

被害者等が児童である事案においては、事情聴取に伴う児童の負担の軽減及び児童の供述の信用性担保に配慮する必要がある。警察では、検察、児童相談所等の関係機関との更なる連携強化を図り、情報共有を促進するとともに、代表者による聴取を含めた事情聴取方法についての検討・協議等を推進している。



連携のイメージ

注：GPS受信機、デジタルカメラ及びICレコーダーと併用することで、各地域の安全点検を行う際の歩行経路、写真の撮影地点及び録音した音声から「聞き書き」したメモを地図データ上に記録することができるソフトウェア

新たな刑事司法制度に対応した警察捜査の構築に向けて

平成28年5月、刑事訴訟法等の一部を改正する法律が成立し、同年6月公布された。この法律は、刑事手続における証拠の収集方法の適正化及び多様化並びに公判審理の充実を図るため、取調べの録音・録画制度や証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の創設、通信傍受の合理化・効率化等を内容とするものであり、警察においても、これらの新たな制度に適応した警察捜査の構築に向けた取組を推進している。

(1) 取調べの録音・録画制度

取調べの録音・録画制度は、逮捕又は勾留をされている被疑者を裁判員裁判対象事件等について取り調べる場合に、原則として、その全過程を録音・録画することを義務付けるものである。

録音・録画を義務付けられた事件の公判において供述調書等の任意性が争われた際、検察官は、その供述調書等が作成された取調べ等の録音・録画記録を証拠調べ請求しなければならないこととされ、被疑者の供述の任意性等の的確な立証のために活用されることが期待されている。

警察では、これまでも裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画の試行に積極的に取り組ん

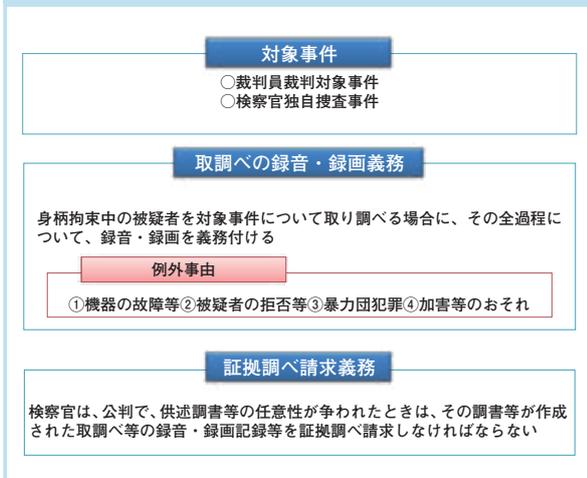
できたところであるが、本制度の導入に向けて、録音・録画の下での取調べに習熟させるなど捜査員の指導・教育等を推進し、更なる取調べ能力の向上を図るとともに、録音・録画装置の仕様等の見直しや整備に努めることとしている。

(2) 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度

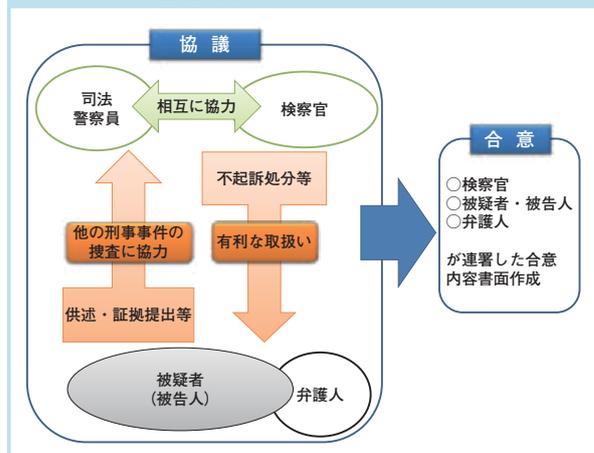
証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度は、一定の財政経済犯罪^(注)と薬物銃器犯罪について、弁護人の同意の下、検察官と被疑者・被告人との間で、被疑者・被告人が他人の犯罪事実を明らかにするための供述、証拠物の提供その他の協力を行い、検察官が被疑事件・被告事件について不起訴処分や軽い求刑等を行うことを内容とする合意をすることができることとする制度であり、また、合意に向けた協議における必要な行為は、検察官から授権された司法警察員もその授権の範囲内で行うことができることとされている。

警察としては、本制度に関する指導・教育を徹底するなど、必要な準備を進め、検察官とも緊密に連携を図りつつ、本制度が適正かつ効果的に運用されるよう努めることとしている。

図表Ⅲ-1 取調べの録音・録画制度



図表Ⅲ-2 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度



注：文書偽造、贈収賄、詐欺、横領、租税に関する法律違反、金融商品取引法違反等

(3) 通信傍受の合理化・効率化

警察では、平成12年の通信傍受法^(注1)の施行以来、他の捜査手法では犯人の特定が著しく困難であることなどの厳格な要件の下、裁判官による審査を経て発付される令状に基づき、組織的な犯罪の捜査に通信傍受を活用している。

現行法では、通信傍受の対象犯罪は薬物犯罪等の4罪種^(注2)に限定されているが、本改正により、一定の組織性^(注3)を有する殺傷犯、詐欺等^(注4)が新たに対象犯罪に追加された。これにより、一般国民に重大な脅威を与えている暴力団等による組織的な殺傷事件や振り込め詐欺等の犯罪の捜査に通信傍受を活用できることとなる。

また、現行法では、通信傍受を行う際の通信事業者等による立会い及び傍受結果の記録の封印が義務付けられているほか、通信事業者の施設において傍受を行うこととなるため、多数の捜査員を相当期間派遣する必要があるなど、通信事業者、捜査機関双方に大きな負担が生じていたところ、本改正では、通信内容の暗号化等の技術的措置により記録の改ざんを防止することで通信傍受の適正性を担保しつつ、通信事業者による立会い・封印を不要とし、また、警察の施設での通信傍受を

可能とする手続を新たに導入するなど、手続の合理化・効率化が図られることとなった。

通信傍受は、他の捜査手法のみでは困難な組織的犯罪の全容解明や真に摘発すべき犯罪組織中枢の検挙に有用な捜査手法となり得ることから、警察では、新たな制度の下でも、引き続き法の定める厳格な要件・手続に従いつつ、通信傍受の有効かつ適正な実施に努めていくこととしている。

(4) その他の制度

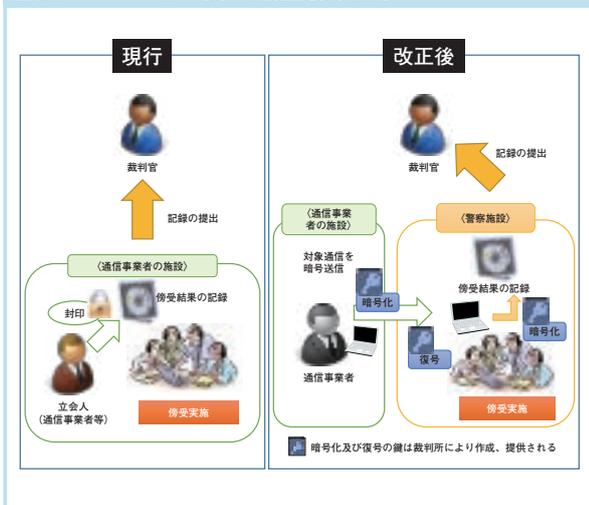
上記のほか、本改正法には証拠の一覧表の交付手続の導入等を内容とする証拠開示制度の拡充、被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大等を内容とする弁護人による援助の充実や、ビデオリンク方式による証人尋問の拡充等を内容とする犯罪被害者等及び証人を保護するための措置等の新たな制度が盛り込まれており、全ての制度を一体として整備することにより、時代に即した新たな刑事司法制度が構築されることとなる。

図表Ⅲ－4 主な制度及び公布から施行までの期間一覧

平成28年6月3日公布

制度	期間
取調べの録音・録画制度	3年以内
証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度	2年以内
通信傍受の合理化・効率化	
・対象犯罪の拡大	6か月以内
・手続の合理化・効率化	3年以内
証拠開示制度の拡充	6か月以内
弁護人による援助の充実	
・被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大	2年以内
・弁護人選任に係る教示の拡充	6か月以内
犯罪被害者・証人等を保護するための措置	
・ビデオリンク方式による証人尋問の拡充	2年以内
・証人の氏名等の開示に係る措置	6か月以内
・法廷における証人の氏名等の秘匿	6か月以内

図表Ⅲ－3 改正後の通信傍受運用イメージ



注1：犯罪捜査のための通信傍受に関する法律

注2：薬物犯罪、銃器犯罪、集団密航及び組織的殺人

注3：当該犯罪があらかじめ定められた役割の分担に従って行動する人の結合体により行われたと疑うに足る状況があること

注4：殺人、傷害、逮捕・監禁、略取・誘拐、人身売買、窃盗、強盗、詐欺、恐喝、爆発物の使用、児童ポルノ等の不特定多数者への提供等

TOPICS 特殊詐欺の撲滅に向けた警察の取組

(1) 特殊詐欺の現状

振り込み詐欺（オレオレ詐欺^(注1)、架空請求詐欺^(注2)、融資保証金詐欺^(注3)及び還付金等詐欺^(注4)）を始めとする特殊詐欺^(注5)の認知件数・被害総額の推移は、図表Ⅳ-1のとおりである。平成27年中の特殊詐欺全体の認知件数は前年より増加したが、被害総額は減少した。

交付形態別の認知件数（既遂）については、被害者が現金を指定された預貯金口座に振り込む「振込型」及び自宅等に受け取りにきた犯人に直接手渡す「現金・キャッシュカード手交型」は前年より増加したが、宅配便等で送付する「現金送付型」は減少した。

特殊詐欺の被害者の77.0%を65歳以上の高齢者が占め、特にオレオレ詐欺、還付金等詐欺及び金融商品等取引名目の特殊詐欺においてその割合が高かった。

また、27年中の検挙件数は4,112件、検挙人員は2,506人といずれも前年より増加し、23年以降で最多となった。

(2) 取締りの推進

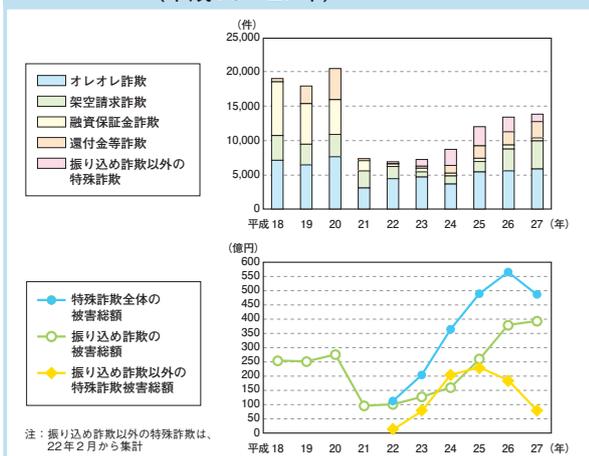
① 都道府県警察における取締り

特殊詐欺は、犯行グループのリーダーや中核メンバーを中心として、電話を繰り返しかけて被害者をだます「架け子」、被害者の自宅等に現金等を受け取りに行く「受け子」等が役割を分担し、組織的に敢行されている。

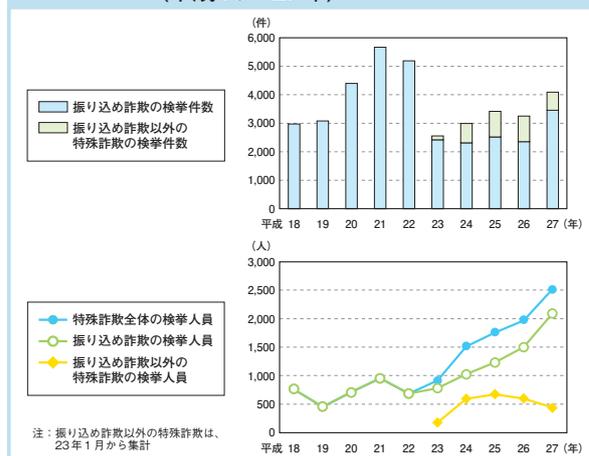
警察では、高齢者を標的とした特殊詐欺に重点を置くなど、手口・被害実態を分析し、これを踏まえながら、犯行拠点の摘発やだまされた振り作戦^(注6)の実施等により、犯行グループの検挙の徹底を図っている。

また、架空・他人名義の預貯金口座や携帯電話等が特殊詐欺に利用されていることから、これらの流通を遮断し、犯行グループの手に渡らないようにするため、預貯金口座の売買等の特殊詐欺を助長する行為の取締りを推進している。

図表Ⅳ-1 特殊詐欺の認知件数・被害総額の推移 (平成18～27年)



図表Ⅳ-2 特殊詐欺の検挙状況の推移 (平成18～27年)



注1：親族を装うなどして電話をかけ、会社における横領金の補填金等の様々な名目で現金が至急必要であるかのように信じ込ませ、動転した被害者に指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺

注2：架空の事実を口実に金品を請求する文書を送付して、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺

注3：融資を受けるための保証金の名目で、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺

注4：市区町村の職員等を装い、医療費の還付等に必要の手続を装って現金自動預払機（ATM）を操作させて口座間送金により振り込ませる手口による電子計算機使用詐欺

注5：被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝を含む。）の総称であり、振り込み詐欺のほか、金融商品等取引名目、ギャンブル必勝法情報提供名目、異性ととの交際あっせん名目等の詐欺がある。

注6：特殊詐欺の電話を受け、特殊詐欺であると見破った場合に、だまされた振りをしつつ、犯人に現金等を手渡しする約束をした上で警察へ通報してもらい、自宅等の約束した場所に現れた犯人を検挙する、国民の積極的かつ自発的な協力に基づく検挙手法

② 組織的に敢行される特殊詐欺への対策

平成27年中の特殊詐欺の検挙人員のうち、暴力団構成員等の数は826人と、特殊詐欺の検挙人員全体の33.0%を占めており、特殊詐欺が暴力団の資金源となっている状況がうかがわれる。警察では、詐欺事件の捜査を担当する知能犯捜査部門と暴力団犯罪等の捜査を担当する組織犯罪対策部門の連携強化等により、「受け子」等から得られた供述等を端緒とする上位者への突き上げ捜査に加え、犯行グループの組織実態等に関する徹底した情報の収集・集約・分析により、犯行グループの中核の検挙及び犯行拠点の摘発を図るなど、組織犯罪対策の手法を活用した取締りを推進している。

28年4月には、特殊詐欺の犯行グループに関する情報収集等を強化するため、特殊詐欺対策のための地方警察官約160人の増員が行われた。

(3) 官民一体となった予防活動の推進

① 広報啓発活動

警察では、様々な機会を通じて、犯行の手口や被害に遭わないための注意点等の情報を積極的に発信しており、特に被害者の多くを占める高齢者に対しては、諸方面から注意喚起がなされるよう広報啓発活動を推進している。

② 関係機関・団体等との連携

特殊詐欺の被害金の多くが金融機関の窓口やATMを利用して出金又は送金されていることから、金融機関職員等による顧客への声掛けは、被害防止のために極めて重要である。警察では、声掛けをする際に顧客に示すチェックリストの提供、金



埼玉県警察による街頭キャンペーンの状況

融機関等の職員と協働で行う訓練等により、声掛けを促進している。また、郵便・宅配事業者やコンビニエンスストアに対しては、被害金が入っていると疑われる荷物の発見・通報を依頼するなどして連携を強化している。こうした官民一体となった予防活動により、平成27年中、1万2,332件、約267.0億円の被害を未然に防止した。

また、賃貸マンションの空き室等が被害金の送付先や犯行の拠点として悪用されている状況を踏まえ、不動産関係団体等に対し、空き室の管理の徹底のほか、建物を特殊詐欺の用に供しない旨の確約書等の使用を呼び掛けるなどの対策も推進している。

さらに、自治体と連携して、電話機の呼出し音が鳴る前に犯人に対し犯罪被害防止のために通話内容が自動で録音される旨の警告アナウンスを流し、犯人からの電話を自動で録音する機器を高齢者宅に普及させることにより、特殊詐欺の被害防止を図っている。

コラム コールセンターを利用した特殊詐欺被害防止

警察では、民間委託したコールセンターからの電話連絡を通じて、捜査の過程で押収した名簿の登載者を中心に、高齢者への注意喚起を図っており、これにより被害を未然に防いだ事案が多数ある。

例えば、長崎県警察では、高校の卒業生名簿を悪用したと疑われるオレオレ詐欺を認知したことから、当該名簿を入手し、名簿に記載された卒業生の実家に対してコールセンターの職員が注意喚起を行ったところ、同様のオレオレ詐欺と思われる電話を受けていた80歳代の女性のオレオレ詐欺による被害を未然に防止した。

TOPICS

六代目山口組・神戸山口組 及び工藤會対策について

警察では、暴力団の壊滅に向け、その組織基盤及び資金獲得活動に対して打撃を与えるための戦略的な取締りを推進している。特に、対立抗争事件や事業者襲撃等事件を敢行し、市民生活に対する大きな脅威となっている暴力団に対して、組織を挙げた強力な取締りを徹底している。

(1) 六代目山口組・神戸山口組対策

① 六代目山口組と神戸山口組との対立抗争

平成27年8月末、日本最大の暴力団である六代目山口組傘下の直系組長13人が離脱し、同直系組長であった山健組組長を組長とする神戸山口組を結成した。神戸山口組の結成以降、全国各地で両団体の傘下組織事務所に対する銃器発砲事件、車両突入事件等が多発しており、六代目山口組と神戸山口組とは対立抗争の状態にある。

両団体の対立抗争に起因するとみられる不法行為は、28年5月末までに27回発生したが、中には住宅街における銃器発砲事件等も含まれており、市民生活に対する大きな脅威となっている。

② 警察における対策

警察においては、対立抗争事件の捜査を徹底するなどして、両団体に対する取締りを強化してい

るほか、市民生活の安全確保に向け、警戒活動の徹底を図っている。

また、そのための体制強化として、警察庁及び関係都道府県警察に両団体に対する集中取締本部を設置したほか、監視カメラ等の装備資機材を整備するなどの対策を進めている。

28年4月には、兵庫県公安委員会が、暴力団対策法^(注)の規定に基づき、神戸山口組を指定暴力団として指定した。これにより、神戸山口組の構成員に対し、暴力団対策法に基づく各種行政命令を発出することなどが可能となった。

今後も、両団体に対する取締り及び警戒活動の徹底、暴力団対策法の活用等を通じて、市民生活の安全確保並びに両団体の弱体化及び壊滅に向けた取組を更に強力に推進する。

事例

六代目山口組傘下組織構成員(26)らは、28年3月、神戸山口組傘下組織事務所にごみ車(ダンプカー)を衝突させるなどし、同事務所の外壁等を損壊した。同年4月、同構成員らを建造物損壊罪で逮捕した(兵庫)。



神戸山口組傘下組織事務所に対するダンプカー衝突事件の現場



神戸山口組事務所に対する捜査時の状況

注：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

事例

神戸山口組傘下組織構成員（47）らは、28年3月、六代目山口組傘下組織構成員らに対し、集団で殴打するなどの暴行を加え、傷害を負わせた。同月、同神戸山口組傘下組織構成員らを暴力行為等処罰二関スル法律違反で逮捕した（警視庁）。

(2) 工藤會対策

① 工藤會の概要

工藤會は、福岡県北九州市に主たる事務所を置く指定暴力団で、過去に凶器等を用いた事業者襲撃等事件^(注1)を多数敢行している団体であり、事業者はもとより、市民生活に対する大きな脅威となっている。

② 工藤會対策の推進

警察では、

- 各部門から動員した捜査員等の北九州地区への集中的な投入
- 全国警察からの機動隊及び捜査員の派遣
- 暴力団捜査等を行う警察官の増員
- 監視カメラ等の装備資機材の充実強化

等の対策を行い、集中的な取締りの徹底及び警戒活動の強化を図るとともに、平成24年12月には、福岡県及び山口県の各公安委員会が、工藤會を特定危険指定暴力団等として指定するなど、暴力団対策法の規定も効果的に活用しながら、工藤會対策を推進してきた。

26年9月以降、工藤會総裁、同会長等の幹部を殺人、組織的殺人未遂等で逮捕したほか、同年11月から27年2月にかけて、福岡県公安委員会が工藤會の合計5か所の事務所に対し、特定危険指定暴力団等の事務所使用制限命令を発出した。また、同年7月には「全国社会復帰対策連絡会議」を福岡県において開催し、工藤會を含めた暴力団からの離脱者に対する広域的な社会復帰支援が可能となるよう、情報共有を図るなどした。

今後も、取締りの徹底、暴力団対策法の活用等を通じて、工藤會の壊滅に向けた取組を更に強力に推進する。



工藤會事務所に対する搜索時の状況

事例

工藤會総裁（68）らは、22年から26年までの間、工藤會の運営費名目の上納金のうち、同総裁の個人所得である合計約8億1,000万円を隠して申告することで、所得税合計約3億2,000万円を免れた。27年6月から7月までに、同総裁ら5人を所得税法違反で逮捕した（福岡）。

事例

工藤會総裁（68）及び同会長（59）らは、24年4月、組織の活動として、殺意をもって、元警察官の男性に対して拳銃を発射し、同男性の身体に命中させ、傷害を負わせた。27年7月、同総裁及び同会長ら18人を組織的犯罪処罰法^(注2)違反（組織的殺人未遂）等で逮捕した（福岡）。

注1：139頁参照

注2：組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

TOPICS 平成28年熊本地震への 対応について

(1) 被害状況及び警察の体制

① 地震の概要及び被害状況

平成28年4月14日午後9時26分、熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード6.5（暫定値）の地震が発生し、熊本県上益城郡益城町で震度7を観測した。また、その2日後の同月16日午前1時25分、熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード7.3（暫定値）の地震が発生し、熊本県上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村で震度7を、同県阿蘇郡南阿蘇村、菊池市、宇土市、菊池郡大津町、上益城郡嘉島町、宇城市、合志市及び熊本市で震度6強を、それぞれ観測した。その後も余震が続き、5月末までに、震度7を観測した2回の地震も含めて震度5弱以上の地震が計18回発生した。

この地震による人的被害は、死者が49人、負傷者が1,659人であり、物的被害は、全壊又は半壊した住家数が7,366戸、一部損壊した住家数が3万374戸等であった（28年5月13日現在）。

② 警察の体制

警察では、熊本県警察において1日当たり最大約2,200人の体制を確立するとともに、41都府県警察から警察災害派遣隊等延べ約2万3,000人及び19都府県警察から警察用航空機（ヘリコプター）延べ150機（28年5月13日現在）を熊本県警察及び大分県警察へ派遣し、被災者の避難誘導及び救出救助、行方不明者の捜索、被災状況についての情報収集、交通対策、応急通信対策、被災地における安全安心を確保するための諸活動等の災害警



阿蘇大橋付近で発生した土砂崩れ



被災地における捜索活動

備活動に当たった。

(2) 被災者の救出救助等

全国から派遣された広域緊急援助隊等が、熊本県警察と一体となって被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施した。これらの活動により、警察は、約160人の被災者を救出救助した。

事例

28年4月15日午前1時45分頃、九州管区機動隊と福岡県警察の広域緊急援助隊は、「生後8か月の赤ちゃんが生き埋めとなっている」との情報に基づき、熊本県上益城郡益城町内において倒壊した家屋からの救出活動を開始した。現場は、木造2階建て家屋の1階部分が押し潰されており、度重なる余震で更なる倒壊のおそれがある危険な状況であったが、消防と連携した懸命の活動により、1階部分のわずかな隙間に閉じ込められていた乳児を無事救出した。



救出した乳児を運び出す警察官

事例

28年4月16日午前2時頃、佐賀県警察の広域緊急援助隊は、熊本県上益城郡益城町内において、倒壊した家屋の前で男性から「家族が生き埋めになっている」と救助を求められたことから、直ちに救出活動を開始した。現場は、木造2階建て家屋の1階部分が崩壊している上、2階部分が大きく傾いているなど危険な状況であったが、懸命の活動により、1階部分のわずかな隙間に閉じ込められていた男女2名を無事救出した。



救出活動を行う広域緊急援助隊

(3) 交通対策

白バイ部隊等により、崩落し通行できない道路の迂回路の検索を実施するとともに、信号機が滅灯^(注1)した交差点等に警察官を配置し、交通整理・交通誘導を実施した。

また、被災した高速道路の複数路線等が通行止めとなり、渋滞が生じたことから、緊急物資の輸送等の円滑化を図るため、迂回路に関する広報や渋滞緩和のための信号操作を実施した。

さらに、平成28年熊本地震による災害が、特定非常災害^(注2)として指定されたことに伴い、平成28年4月14日以降に運転免許証の有効期間が満了する被災者については、有効期間を延長するなどの措置を講じた。



信号機が滅灯した交差点における交通整理

(4) 被災地における安全安心の確保

被災地における空き巣等の犯罪の発生を抑止するとともに、地域の安全安心を確保するため、熊本県警察は、被災地域や避難所周辺の警戒・警ら等の活動を全国から派遣された特別自動車警ら部隊^(注3)（1日当たり警察官最大116人、パトカー

最大36台）と共に行ったほか、被災者に対し、メール、ツイッター等により、被害防止等のための注意喚起を行った。

また、熊本県警察と、全国から派遣された特別生活安全部隊は、避難所を訪問し、被災者に対する防犯指導や相談対応等の活動を行った。

コラム 特別生活安全部隊による避難所の訪問

避難所を訪問した主に女性警察官から成る特別生活安全部隊には、被災者から様々な相談が寄せられ、例えば、「避難して留守となった自宅が不安だ」という旨の相談に対しては住宅地域のパトロールを強化するなど、きめ細やかな対応を講じた。

これらの活動に対し、特に、女性の被災者からは、「女性警察官なので相談しやすい」などの声が寄せられた。



女性警察官による活動状況

注1：信号が表示されない状態をいう。

2：特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項に規定される特定非常災害をいう。

3：地域警察官を隊員とし、被災地等においてパトカーによる警戒・警らや現場広報等の活動を行う部隊



ボリンくん
ポーリーちゃん

「訴求力のある広報」が 犯罪被害を防ぐ

特殊詐欺被害を認知した際、最も心苦しいことは、被害に遭われた方から「そんな手口があるなんて知らなかった」と言われてしまうことです。特殊詐欺の手口を知り、犯人の電話だと「見破れ」ば、被害に遭うことはありません。

そこで、犯罪抑止の企画担当者として、特殊詐欺の手口を多くの方が認知・記憶できる「訴求力のある広報」をしたいとの思いから、県内で有名なお菓子である「ミレービスケット」の製造会社に協力を依頼したところ、私たちが提案した「振り込め詐欺をミヤぶレービスケット」という防犯標語を掲載した商品を発売していただくこととなりました。

この警察と企業が一体となって作り上げたビスケットは、若い世代からおじいちゃん・おばあちゃんへのプレゼント

としても広がり、単に購入者への広報だけでなく、おじいちゃん・おばあちゃんへの広報にも役立ちました。特殊詐欺は、家族や地域と疎遠であることの寂しさから電話等で話し相手にな

ってくれた犯人に依存した結果、被害に遭うことも多いのですが、このビスケットがこうした特殊詐欺被害の抑止にもつながりました。

犯罪を防ごうとする我々の努力が、地域の安心と特殊詐欺の絶無に向けた一歩になると信じ、今後も工夫を凝らした「訴求力のある広報」を推進します。



from

高知県警察本部生活安全部
生活安全企画課地域安全対策係
(現 高知県高知東警察署生活安全課生活安全係)

おおさき ゆき
大崎 由紀 巡査部長



シーポック

未来を担う 子供のために

私は現在、子ども女性安全対策課において、子供や女性を犯罪から守る安全対策を担当しており、性犯罪等の前兆とみられる事案の収集・分析を行っています。

前所属である生活安全捜査隊において、子供が連れ去られそうになった事件に携わったことがあり、その時の恐怖に震える子供の姿が、今でも忘れられません。

幼い子供の口から語られる被害の状況が鮮明になるにつれ、その子供の心の傷の深さを強く感じ、いつの間にか被害者と自分の子供を重ね合わせてしまい、「なぜ、安心して学校へ通えないのか」と涙が頬を伝うのを抑

えることができませんでした。

県内においては、子供の連れ去り事件や女性に対する性犯罪等の凶悪事件はもとより、これらの前兆となる声掛け事案等が後を絶ちません。こうした事案に対する安全対策として、私たちは収集分析した結果に基づいて犯罪が発生しにくい環境の整備や地域住民に対する防犯意識の向上への取組等を行っていますが、一朝一夕に成果が上がるものではなく、時に自分自身の力不足に、じくじたる思いを感じることもあります。

しかし、「母親として」、「女性として」、そして何よりも「警察官として」、決して諦めることなく、一歩ずつ前へと進み、未来を担う子供が元気一杯に外で遊び、女性が安全に安心して生活できる千葉県を目指して、奮闘し続けたいと思います。

from

千葉県警察本部生活安全部
子ども女性安全対策課前兆捜査係

ながしま りょうこ
永嶋 良子 警部補

